

# 平成30年度 群馬県教育文化事業団 高等学校等奨学金 奨学生【定期採用第二次】募集案内

群馬県教育文化事業団では、学習意欲がありながら経済的理由により高等学校等での修学が困難な生徒に対し、奨学金を無利子で貸与します。

※申込資格や採用条件に該当するかどうか御不明の場合は、事前に学校または事業団へ御確認ください。

## 1 申込資格（次の5点すべてに該当する方）

(1) 親権者等（親権者または後見人）の住所が群馬県内にあること。

※親権者等が県外在住の場合、その都道府県の奨学金を御利用ください。

※外国人の場合には、在留資格が「特別永住者」、「永住者」または「永住者の配偶者等」であること。

(2) 高等学校等（高等学校または専修学校の高等課程）に在学していること。

※高等学校には、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部を含み、群馬県外の学校も該当します。

※高等専門学校は該当しません。また、専修学校の高等課程は、学校が事業団の認定を受ける必要があります。

(3) 学習意欲があり品行方正で、健康なこと。

※学力基準に満たなくても、学習意欲や態度等が奨学生にふさわしいと判断されれば、特例推薦が可能です。

(4) 経済的理由により修学が困難であること。

※次の家計基準に該当する必要があります。なお、生活保護受給世帯の場合は事前にケースワーカーに御相談ください。

(5) 当事業団の奨学金や他の同趣旨の修学資金の貸与等を受けていないこと。

※母子父子寡婦福祉資金、定時制課程修学奨励金、特別支援教育就学奨励費、群馬県高等学校等奨学金が該当します。

## 2 採用条件（奨学生となるための主な条件） ※詳しくは、2頁（裏面）を御覧ください。

(1) 家計基準 親権者等（父母）の認定所得金額が、別表2の収入基準額以下であること。

※事業団ホームページの「家計基準の確認（Excel）」で容易に判定できます。

(2) 学力基準 基準は次のとおりですが、基準に該当しない場合でも学習意欲等による特例推薦もありますので、学校に御相談ください。

※高校の学習成績が全教科平均（5段階評価）で3.0以上であること。

高校の成績が未評定の場合には、中学3年時の学習成績が3.5以上であること。

(3) 連帯保証人（2名）の選定 親権者等1名の他に、別生計連帯保証人1名が必要になります。

※別生計連帯保証人の所得要件は廃止され、様式第4号の提出も不要になりました。

### 別生計連帯保証人とは？

奨学金の返還に滞納があった場合には、本人と親権者等連帯保証人に返還を督促しますが、それでも返還されない場合に、別生計連帯保証人にも請求することになります。

※別生計連帯保証人の3条件  
（右の3点すべてに該当する方）

- ① 独立の生計を営み、返還能力のあること。  
※被扶養者でなく、自ら収入を得て生計を営んでいること。
- ② 成人で、本人が高校卒業時に65歳未満であること。  
※本人が1年生の場合は、生年月日が昭和31年4月以降の成人の方。
- ③ 4親等内の親族、または国内に住所があること。  
※知人・友人でも可。外国人の場合、在留資格は「永住者」に限ります。

## 3 貸与する奨学金

(1) 月額奨学金 国公立：18,000円、私立：30,000円（自宅外通学の場合5,000円加算できます。）

(2) 入学一時金 国公立：50,000円、私立：100,000円（希望により、入学時の1回限り。）

(3) 貸与期間 平成30年10月から正規の修業年限（1年生の場合、平成33年3月までの30か月間）

(4) 貸与利率 無利子

(5) 貸与方法 本人名義の口座（ゆうちょ銀行）に、3か月ごとに振り込みます。

※第1回目の奨学金（月額3か月分と希望のあった入学一時金）の振り込みは、平成30年10月26日（金）の予定です。

## 4 申込方法

(1) 募集期間 平成30年8月29日（水）～9月13日（木）

(2) 募集人員 50名程度（※上記の申込資格・採用条件に該当する方は、全員採用する予定です。）

(3) 申込先 在学している高等学校等へ（※奨学金の手続きは、全て在学している学校を通じて行います。）

(4) 提出書類 提出書類一覧（2頁）のとおり

## 5 採用までの手順

(1) 申込書類をもとに各学校長が基準に合致するかを審査し、事業団へ推薦します。

(2) 事業団で選考委員会の審査を経て、採用決定し、10月中旬までに各学校長あてに通知します。

## 6 奨学金の返還

・奨学金は貸付金であり、全額返還の義務があります。※返還が可能かどうか御検討ください。

・貸与総額に応じて6～14年で返還します。（例）【貸与】月18,000円×36月→【返還】年72,000円×9年  
【貸与】月30,000円×36月→【返還】年90,000円×12年

・大学等への進学や病気など止むを得ない場合には、返還を猶予（延期）することができます。

・貸与中に申込資格を失った場合（高校退学や親権者等の県外転出）には、貸与を中止して返還手続が開始されます。

◎提出書類一覧

申込書類	留意事項	
奨学金申込書 (様式第1号)	○記入例を参考に記入し、チェックリストで記入漏れがないか確認してください。 ※申込書は、原則として本人が記入し、親権者等欄は親権者等が必ず自署してください。	
(添付書類)	住民票	○市町村長発行の「世帯全員のもので、省略のない、本籍・続柄のわかるもの」。 ※申込書の家族欄と相違のある場合には、説明(申込書等)が必要です。 ※単親世帯等の場合で、住民票の本人の筆頭者欄が同居の親と異なるときは、親権の確認のため「戸籍抄本(個人事項証明)」を提出してください。
	所得証明書	○市町村長発行の平成30年度の所得課税証明書(H29年分所得)または非課税証明書。 ※平成30年度住民税の納税通知書または特別徴収税額通知書のコピーでも可(H29年分所得がわかるもの)。 ※親権者等(父・母)全員のもの(無収入の場合でも)が必要です。
	特別控除に必要な書類	○別表1「特別控除額」の控除を希望する場合に必要となります。 ※障害者手帳のコピーや年間の支出証明が必要な場合があります。 ※ただし、「就学者」、「母子・父子家庭」は、添付書類は不要です。
誓約書・保証書 (様式第2号)	○借用予定総額は、正しく記入してください。金額の訂正はできません。 ※連帯保証人は、署名押印(実印)してください。	
印鑑登録証明書	○連帯保証人2名(親権者等・別生計)分の市町村長発行のもの。	
振込口座届 (様式第3号)	○ゆうちょ銀行で奨学生本人の総合口座を開設し、記入してください。	
通帳のコピー	○口座番号・名義人が記載されたページのコピーを添付してください。	

(注) 添付書類は、学校へ提出済みのものはコピーで差し支えありません。  
また、同一世帯で複数申込みの場合には、一方の添付書類はコピーで差し支えありません。

◎採用条件についての説明

条件(1) 家計基準

事業団ホームページの「家計基準の確認(Excel)」で容易に判定できます。

次式で算出した親権者等(父母)の「認定所得金額(ア)」が、別表2の収入基準額以下であること

「認定所得金額(ア)」= 親権者等(父・母)の「所得金額(イ)」の合計 - 「別表1の特別控除額」

【「所得金額(イ)」の計算方法】…父母それぞれごと、所得の種類ごとに計算してから合計します。

① 給与所得の場合 「所得金額(イ)」= 所得証明書の給与収入金額 - 別表3の控除額  
(平成29年の年間収入金額)

② 給与所得以外の場合 「所得金額(イ)」= 所得証明書の合計所得金額(平成29年の所得金額)

※なお、平成30年以降に収入が減少した場合には、減少後の年収(換算)で判定することができます。

(別表1)

特別の事情			特別控除額		
就学者のいる世帯(1人につき)	小学校		9万円		
	中学校		17万円		
	高等学校	国公立	(自宅)	(自宅外)	
		私立	33	54	
	高専	1~3年	国公立	28	50
			私立	54	76
		4~5年	国公立	40	62
			私立	66	88
	大学、大学院短大	国公立	67	116	
		私立	111	159	
専修学校	高等課程	国公立	7	18	
	専門課程	国公立	25	71	
	私立	79	123		
母子・父子世帯			49万円		
障害者のいる世帯			1人につき99万円		
親権者等が別居の世帯			年間特別支出額(上限71万円)		
長期療養者のいる世帯			年間特別支出額		
火災、風水害等被災世帯			年間支出増・収入減額		

(別表2)

世帯人員	収入基準額
1人	129万円
2人	206万円
3人	238万円
4人	257万円
5人	276万円
6人	293万円
7人	307万円

※以降1人14万円を加算

(別表3)

年間収入金額(A)	控除額(B)
329万円以下	Aと同額
330~400万円	A×0.2 + 263万円
401~878万円	A×0.3 + 223万円
879万円以上	486万円(一律)

条件(2) 学力基準

※学校に御相談ください。

学力基準に該当しない場合でも、学習意欲や人物・態度等が奨学生にふさわしいと判断されれば、特例推薦(学校長の特別推薦)が可能です。

その他、災害・病気・事故等で親権者を失った場合や、1年以内の被災世帯、生活保護又はこれに準じる世帯、障害者手帳のある者なども、特例推薦できます。

※なお、特例推薦の場合でも、条件(1)、(3)は必要です。

条件(3) 連帯保証人の選定

※今年度から、別生計連帯保証人の所得要件は廃止され、様式第4号の提出も不要となりました。

親権者等連帯保証人は、親権者のうち主たる家計支持者としてください。  
別生計連帯保証人は、3要件(1頁に記載)を満たす方をお願いしてください。

※詳しくは、事業団のホームページ(Q&Aやチェックリスト、様式等も掲載)を御覧ください。

《お問合せ先》 ※日曜・月曜・祝日は休みです。  
公益財団法人 群馬県教育文化事業団 奨学金課  
電話：027-243-0411